

## 議 事 日 程 ( 第 5 号 )

平成26年9月22日(月曜日) 午後2時50分 開議(本会議)

### 日程第 1 ※決算審査特別委員会

議第63号 平成25年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について

認第 1号 平成25年度遊佐町一般会計歳入歳出決算

認第 2号 平成25年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認第 3号 平成25年度遊佐町簡易水道特別会計歳入歳出決算

認第 4号 平成25年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

認第 5号 平成25年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算

認第 6号 平成25年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算

認第 7号 平成25年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認第 8号 平成25年度遊佐町水道事業会計決算

※請願事件の審査結果報告及び採決

### 日程第 2 請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願

※条例案件の審議及び採決

### 日程第 3 議第64号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について

### 日程第 4 議第65号 遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について

### 日程第 5 議第66号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定について

### 日程第 6 議第67号 遊佐町支援ホームヘルプサービス事業及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 日程第 7 議第68号 遊佐町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

### 日程第 8 ※決算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

### 日程第 9 議第70号 酒田市との庄内北部定住自立圏形成協定の締結について

☆

### 本日の会議に付した事件

### 日程第 1 ※決算審査特別委員会

議第63号 平成25年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について

- 認第 1号 平成25年度遊佐町一般会計歳入歳出決算
- 認第 2号 平成25年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 認第 3号 平成25年度遊佐町簡易水道特別会計歳入歳出決算
- 認第 4号 平成25年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 認第 5号 平成25年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 認第 6号 平成25年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 認第 7号 平成25年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 認第 8号 平成25年度遊佐町水道事業会計決算

※請願事件の審査結果報告及び採決

- 日程第 2 請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願

※条例案件の審議及び採決

- 日程第 3 議第64号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について

- 日程第 4 議第65号 遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について

- 日程第 5 議第66号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定について

- 日程第 6 議第67号 遊佐町支援ホームヘルプサービス事業及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 7 議第68号 遊佐町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 8 ※決算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

- 日程第 9 議第70号 酒田市との庄内北部定住自立圏形成協定の締結について

※発議案件の審議及び採決

- 日程第10 発議第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出について

☆

### 出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 13名

出席議員 12名

|    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |
|----|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|
| 1番 | 筒 | 井 | 義 | 昭 | 君 | 2番 | 高 | 橋 | 久 | 一 | 君 |
| 3番 | 高 | 橋 |   | 透 | 君 | 5番 | 赤 | 塚 | 英 | 一 | 君 |
| 6番 | 阿 | 部 | 満 | 吉 | 君 | 7番 | 佐 | 藤 | 智 | 則 | 君 |

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 9番  | 土門治明君  | 10番 | 斎藤弥志夫君 |
| 11番 | 堀満弥君   | 12番 | 那須良太君  |
| 13番 | 伊藤マツ子君 | 14番 | 高橋冠治君  |

欠席議員 1名

4番 土門勝子君

☆

説明のため出席した者職氏名

|        |       |        |        |
|--------|-------|--------|--------|
| 町長     | 時田博機君 | 副町長    | 本宮茂樹君  |
| 総務課長   | 菅原聡君  | 企画課長   | 池田与四也君 |
| 産業課長   | 堀修君   | 地域生活課長 | 川俣雄二君  |
| 健康福祉課長 | 本間康弘君 | 町民課長   | 渡会隆志君  |
| 会計管理者  | 富樫博樹君 | 教育委員   | 渡邊宗谷君  |
| 農業委員   | 那須栄一君 | 教育委員   | 高橋藤正君  |
| 会長代理   | 佐藤充君  | 教育委員   |        |
| 代表監査委員 | 金野周悦君 | 教育委員   |        |

☆

出席した事務局職員

局長 佐藤源市 次長 佐藤光弥 書記 佐藤利信

☆

本 会 議

議長（高橋冠治君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後2時50分）

議長（高橋冠治君） ただいまの議員の出席状況は、4番、土門勝子議員が欠席、その他全員出席しております。

なお、説明員としては高橋正樹農業委員会会長が公務のため欠席、佐藤充会長代理が出席、その他町長以下全員出席しておりますので、ご報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、本日の議事日程の追加についてお諮りいたします。

本日の日程に発議第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出についてを本日の日程第9の次に追加し、日程第10といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(高橋冠治君) ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程に日程第10、発議第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出についてを追加することに決定いたしました。

次に、請願事件の審査結果報告に入ります。

日程第2、請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願について、総務厚生常任委員会、赤塚英一副委員長より審査の結果について報告を求めます。

総務厚生常任委員会、赤塚副委員長、登壇願います。

総務厚生常任委員会副委員長(赤塚英一君)

平成26年9月22日

遊佐町議会  
議長 高橋冠治殿

総務厚生常任委員会  
委員長 土門勝子

#### 付託事件審査報告書

本委員会に付託された請願は、下記の通り決定されましたから、会議規則第94条の規定により報告します。

#### 記

##### 1. 付託審査事件名

請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願

##### 2. 意見及び結果

本請願の願意は、理解できるので採択すべきであると意見決定した。

##### 3. 審査の期日

平成26年9月11日

以上です。

議長(高橋冠治君) それでは、請願第2号についての質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。

本件について副委員長報告のとおりこれを採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、請願第2号はこれを採択することに決しました。

次に、条例案件の審議及び採決を行います。

日程第3、議第64号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

13番、伊藤マツ子議員。

13番(伊藤マツ子君) 今回出されております条例案件64号から66号まで、この3件は、いわゆる新制度にかかわるものというふうにして認識をしておりますので、まとめてここで伺いたいというふうにして思います。質問内容については、かなりの内容になっておりますので、私のほうの質問する項目が多くの質問がありますので、前もって質問項目については文書で当局にお渡しをしておりますので、それに基づいて質問いたしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

まず、いわゆる新制度の関係でありますけれども、現在のことをその前に少しお尋ねしたいと思います。保育料などのいわゆる独自減免や軽減措置は現在どうなっているのかということが1点と。そして2点目は、日用品や文房具などの実費徴収は現在どうなっているのか。そして3点目は、これは新しい制度の関係でありますけれども、給食費は公定価格に盛り込まれているようですが、認定こども園の園児の給食費はどうなっていくのか。そして、4点目でありますけれども、認定こども園もゼロ歳児から受け入れることができるようでありますけれども、新制度においてできるようでありますけれども、施設整備を含め受け入れ可能なのかということをお尋ねします。そして、5点目でありますけれども、保育所、認定こども園も保育料は、保護者の所得に応じた国の基準を上限として、市町村が地域の実情に応じて定めることになるのか。そして6点目ですけれども、保育園の預かり時間は決まっているようですが、これまではどうだったのかということをお尋ねします。そして7点目ですが、認定こども園などは市町村が保護者から希望を受け付けて各施設へのあっせんや受け入れ要請という利用調整を行うようですが、どのようにしてあっせんをするのか。この7点についてまず伺います。

議長(高橋冠治君) 本間健康福祉課長。

健康福祉課長(本間康弘君) お答え申し上げます。

まず、第1点目の減税の独自の減免にということでございました。現在国が定めるもののほか、町の独自減免はございません。なお、国の定めるものの中には同一世帯から2人以上の児童が入所した場合、国に準じて2人目は半額、3人目以降は無料としております。また、第2、第3階層、比較的所得が低い世帯におけるひとり親家庭の保育料の設定についても国に準じ、通常保育利用料の低額に設定しております。

次の実費徴収、いわゆる日用品や文房具などの実費徴収は現在どうなっているかというご質問でございました。平成23年度までは、町立保育園においては園児が専用に用いる日用品や文房具等の一部について、入園時に3,000円弱を保護者の方から実費徴収しておりました。なお、参考でございますけれども、庄内他市町の保育園では実費徴収の範囲は若干異なるものの、おおむね同様の取り扱いだったと認識しております。その後、庄内総合支庁の指導監査による指導内容に基づき、平成24年度以降、それらの費用について

保育園保育料に含める取り扱いに改めたところではありますが、平成27年度以降の子ども・子育て新制度において幼稚園、保育園等で児童が用いる文房具などの実費は、保護者負担が適当と国から見解が示されており、本町においてもこれに基づき平成23年度以前の取り扱いに再度改めることと予定しておりますので、本町においてもこれに基づき平成23年度以前の取り扱いに再度改めることと予定しております。

第3の認定こども園の給食費はどうかということでもございました。保育認定を受けた子供の給食の副食費については、公定価格の対象になっています。したがって、認定こども園の児童のうち、保育認定を受けた子供の給食費は保育園同様の保育料に含まれることとなります。

第4点目の認定こども園の施設整備を含め、受け入れ可能なのかということでもございました。庄内総合支庁担当者との協議において、設備面では現在予定しております杉の子幼稚園の現行施設で認定こども園の認可基準をほぼ満たすものと見解を得ています。実際の受け入れ人数等については、応募状況を踏まえて認可申請手続と並行しながら12月以降に内定することになります。

第5問目でございます。保育所、認定こども園も保育料につきまして国の基準を上限として、市町村が地域の実情に応じて定めることになるのかということでもございます。従来より保育園、認定こども園の保育料は、保護者所得に応じて国の基準を上限として、市町村が地域の実情に応じて定めるものでありました。新制度においては、これに加えて幼稚園の保育料についても市町村が保護者所得に応じて設定することとなっています。また、国では新制度における保育料基準額について来年度予算の編成時期に提示することとなっていますので、町においてもそれを踏まえた上で来年度以降の保育料を設定することになります。

6番目でございます。預かり時間は決まっているのかということでもございました。新制度における保育園などの保育時間は、保育標準時間区分の子供さん、1日当たり11時間、保育短時間区分の児童は1日当たり8時間の保育を実施するものとされています。

それから、最後の質問となりますけれども、保護者からの希望を受けて各施設のあっせんや受け入れ要請はどのようにするかということでもございました。利用の調整は、どのように行うかということでもございました。新制度において保育園などを利用希望する場合は、市町村の保育認定を受ける必要があります。本町では、認定申請と同時に施設の利用希望を保護者からご提出いただき、各施設と調整することを予定しております。町内保育園は、施設状況と利用希望者を踏まえて調整し、入所決定するわけですが、私立認定こども園を希望する方については、町から施設へのあっせんあるいは受け入れ要請といった形で利用調整して、最終的には施設と保護者が契約することになります。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君） そこで、2回目の質問をさせていただきますけれども、いわゆる減免あるいは軽減措置に関しては、例えば保育料については国の上限の中で町が独自の保育料を設置をしているというふうな形になります。そして、第2、第3子の場合においてもいわゆる無料化というふうなこともありますし、ひとり親家庭のことについても通常の保育料よりも低額な形になっていると。これは、現在こうなっておりますが、これ実費徴収も含めてですが、新しい新制度においてこれが存続されていくのかどうか、その辺を一つお伺いしたいと思います。

そして2つ目は、保育料の新制度については今お話があったとおり、いわゆる現段階では基準設定がされていないと。これは、後々基準設定をしていくというふうなことが国の考え方でありますが、私の言いたいところは保育料あるいは第2子、第3子の関係、あるいはひとり親家庭の関係に対して最低でもこれまでどおりの基準額にすべきだというふうな考え方を持っておりますので、その辺の町の考え方というのはどうなっていくのかということが2つ目です。

そして3つ目は、認定こども園が設置をされていくというふうにしてなるわけですので、認定こども園も町の、いわゆる国の基準を考え受けとめながら、町の保育料の基準設定にしていくと。そうすると、認定こども園が設置をされることによって、これまで町立保育園だけのいわゆる国の基準に基づいた保育料ではなく、町独自の保育料を設定しているわけです。そうすると、認定こども園もこの基準の枠の中に入っていくだろうなというふうにして私は認識をしておりますので。そうすると、当然これまでよりも国の基準以下で設定した場合においては、認定こども園分の保育料のいわゆる軽減と言っていいかわかりませんが、負担が当然町の財政からふえていくというふうにして認識をしてよろしいのではないかなと思うのですが、そのことについてもお尋ねいたしたいと思います。

そしてもう一点は、先ほどの説明の中で標準時間は1日11時間だと。そして、保育短時間区分の子供さんには1日当たり8時間の保育を実施をしております。これは、保育短時間区分というのは、いわゆるパート労働者のお子さん保育短時間区分の中に入っていくのだと思うのです。これは、制度上そういうふうになりました。前は、これを導入するかしないかのときの議論のときは、場合によっては半日保育もするのだというふうな流れがありましたけれども、これは運動の中でここまで上げさせたということでもありますけれども、短時間区分の子供さんについては、例えばお母さんが朝の8時からあるいは3時、4時までの労働時間だと、あるいは8時から2時ごろまでのいわゆる働き、労働時間だと。その人、その人によって労働時間が違う場合が多々あるわけです。そうした場合に朝の8時からだと夕方の4時、それから朝の9時からに預ければ夕方の5時、場合によっては7時半から預けて、そこから8時間というふうな形にもなっていくのかどうなのか。あくまでも利用時間は、8時なら8時から4時、9時なら9時から5時というふうな設定時間になっていくのかどうなのか。その辺のいわゆる各家庭の利用状況によって、やっぱり短時間区分というのは変わってくる可能性があるのだと思うのです。その辺の状況についてどのようになっていくのかお尋ねいたします。

議長（高橋冠治君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） お答え申し上げます。ちょっと今メモをさせていただきます。

まず、最初の同一世帯の2人目以上の分の27年度以降どうなるのかということでございましたけれども、2人以上の同時入所についてはこれまで同様、それから2人目半額、3人目無料、ひとり親家庭等に対する減額もこれまでと同様というような理解をしております。

それから、認定こども園になるということによっての町の負担ということでございました。今現在町は公定価格がございまして、その一部を負担しているところでございます。負担の割合については段階がございまして、2割から3割ぐらい、現在町で負担しているところでございます。新制度になりましても公定価格がございまして、町としても一部負担という形は何かとして残していくべきではないのかなとは思っておりますけれども、現段階ではどのようなことになるかは国の公定価格が示された時点まで考える

必要があるかと思えます。ただ、国の公定価格につきましては、現在の料金体系同等またはそれ以内に抑えたいというような考えがあるようでございますので、その時点で町としても負担について考える必要があるかと思えます。

それから、認定こども園になることによって児童数がふえたことによる、いわゆる町が負担するとすれば、それが負担が多くなるのかということのようでございます。公定価格を2割、3割町が負担していることによりまして、当然児童数がふえれば、単純に言えば、その分町の負担はふえるかというふうに考えられます。ただ、町として今現在幼稚園奨励補助金ですが、そういうことで低所得者の部分についても幼稚園入園児童対象でございますけれども、助成をしております、その分を含めると町の負担はそんなに大きなものではないというふうに今の段階では考えておるところでございます。

それから、保育時間のものでございました。通常標準保育時間11時間ということでございます。あと、保育短時間の時間については1日当たり8時間となっているところでございます。1日当たり8時間まで利用できる区分ということで、区分の時間内で家庭の事情等に応じて利用いただくものと理解してございます。ただ、保育の認定を受ける際に1日当たり8時間分の短期時間、保育時間というふうに認定を受ける場合は、基本的に8時間、それ以外はいわゆる別途料金が出るという、延長保育という形になって料金が加算されるかということでございます。したがって、先ほど議員が8時から4時までだとかということ、8時から5時まで、8時間以内であれば、それは短期時間の料金内に入るわけでございますけれども、8時間で認定となった場合は、例えば7時半からとか7時からとか、それ以降となれば、その時間帯について延長保育の別料金ということが考えられるかと思えます。現在も11時間の中で7時から6時までの間で、6時から7時までについての1時間については延長保育、別の料金としていただいております。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君） 今のお話で内容的には、お聞きをしたことに対しての内容的なものについては大体理解をしました。

ちょっとここでもう一つ疑問点がありますので、お尋ねしたいと思います。区分のいわゆる保育時間の短時間区分というのは、多分父母からあなたの家庭あるいはお母さんが、あなたは短時間勤務なので、いわゆる短時間区分に該当しますので、短時間区分でしか保育園の利用は受けられませんというふうにしてしまうのではないかなというふうにして思うのですが、その家庭、その家庭の事情によってさまざまな状況がある場合もあります。そうすると、いやいや、私の家庭ではこういう実態があるので、保育標準時間区分を11時間にしたい。親の都合によってそういう区分の割り振りができるのか、それともあくまでも働く時間が8時間に満たさない、あなたは短期の短時間区分に入るというふうにして、もう縦割りのばさばさやってしまうのかなのか、その辺をもう一度お伺いしたいと思います。

そして、もう一点というか、先ほどの説明の中で、いわゆる国の基準に基づいて町が独自の対策をとっているというふうなことで、2割から3割が町の負担だと、いわゆる保育料の減免という言葉が合わないのかもしれませんが、保育料を一定安くしているのは、その範疇の中で2割から3割だというふうなお話がありましたが、これから新制度においては国の公定価格については国はこれまでどおりか、いわゆ



る国の基準設定です、これまでどおりかあるいはそれ以内かというふうなお話がありましたが、それは完全なる事実の話でありますよね、多分、当局がそうやって言うわけですので。

私は、心配をしているのは、国の基準設定が引き上げられた場合に、場合によっては町の保育料が値上げをするのではないかと、そういう心配をしております。これは、実費徴収も含めてでありますけれども、先ほどの軽減対応では国のいわゆる2人目、3人目だとか、そういうものに対しての対応についてはこれまでどおりだというお話がありましたので、そこはそれでその部分については安心をいたしました。ただし、心配されるのは、これまでも保育料についてはとつても高いと。場合によってはお母さんがパートで働いたお金のほとんどが保育料につき込まなくてはならないと、そういった声も結構聞こえてくるのです。だから、何のために働いているのかわからないと。家計が厳しいからパートで働いているのだけれども、それはその所得にも応じるわけですが、そういう声が多分に聞こえておりますので、この辺のこれ以上の値上げはやっぱりすべきでない。それをこの条例の中にはうたわれていないのです。担保するものは、一体どこで町としては担保をしていくのか。そのことによって私がこれを承認するかしないかというふうなところにかかわってきます。

いろいろ問題点はあるのです。新制度における問題点というのは、いわゆる保育の差別化なのです、これ、家庭内保育だとか。今までどちらかという、町立保育園あるいは幼稚園等、認定こども園もあるわけですが、これまで決められていたものももっと広い範囲で小規模で対応すると。遊佐町で小規模でやりたいというふうな人が出てくるかどうかというのは疑問を感じますし、どちらかという都会の問題ではないかなというふうな感じもするのですけれども、でも基本的な国の政策というのは保育の差別化につながっていくと、ここが大きな問題点なのですけれども、町の状況から見た場合に子供の数が激減をしておりますので、なかなかそういう状況には至らないかなというふうにしても考えますので、そこは私は目をつぶりまして、今回は。ただし、保育料についての担保というのはどういうふうにして、いわゆるこれ以上の引き上げはしないのだと、その辺の担保は要綱等しかないのだというふうに思うのですが、これは町の考え方が変わるあるいは財政が厳しくなるなどのことによって条例化していないと、いわゆる議会の見えないところで要綱の基準額を変えられてしまうというふうな、そういう心配もありますので、その辺をお尋ねしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 本間健康福祉課長。

健康福祉課長（本間康弘君） お答えいたします。

まず、最初の短時間という、保育ということでございます。これにつきましては先ほど申し上げましたけれども、8時間という時間はございますけれども、区分の時間内で家庭の事情に応じて利用いただくことができるということでございますので。その家庭の中で8時間という中を有効に利用していただけるというものと、制度だというふうに理解してございます。

それから、国の公定価格が決まった段階での、例えば現在より高い公定価格があったというようなときに、町の保育料についてはどうなるのかというようなことでもございましたけれども、まず国の規定としてはあくまでご本人の所得によってその金額が決まるということがまず前提でございます。これまで先ほども申しましたように町が2割、3割をある程度負担しながら保育料を抑えてきたということでございますので、今後ともそのような方向でいきたいなとは私思っておりますけれども、その金額、それから2割、

3割という範囲内については、いわゆる国の公定価格が示された時点で、やっぱり財政当局とのお願いも必要になってくるものと思っております。一概にこの場でそれを基準にするということは、今現在はつきりしたことは言えないところでございます。

なお、保育料の料金設定につきましては、たしか町でも保育料適正検討委員会ですが、何かあったかと思しますので、十分そちらのほうを活用しながら、ある程度決定していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） これにて13番、伊藤マツ子議員の質疑は終わります。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議第64号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についての件を採択いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議第65号 遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議第65号 遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議第66号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議第66号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定についての件を採択いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議第67号 遊佐町支援ホームヘルプサービス事業及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議第67号 遊佐町支援ホームヘルプサービス事業及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採択いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議第68号 遊佐町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これをもって討論を終了します。

これより議第68号 遊佐町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、決算審査結果の報告に入ります。

日程第8、さきに決算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました平成25年度遊佐町各会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員会赤塚委員長より審査の結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会赤塚委員長、登壇願います。

決算審査特別委員会委員長(赤塚英一君)

平成26年9月22日

遊 佐 町 議 会  
議 長 高 橋 冠 治 殿

決 算 審 査 特 別 委 員 会  
委 員 長 赤 塚 英 一

#### 審 査 結 果 報 告 書

平成26年9月12日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

#### 記

##### 1. 審査を付託された事件

- 議第63号 平成25年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について
- 認第1号 平成25年度遊佐町一般会計歳入歳出決算
- 認第2号 平成25年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 認第3号 平成25年度遊佐町簡易水道特別会計歳入歳出決算
- 認第4号 平成25年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 認第5号 平成25年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 認第6号 平成25年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 認第7号 平成25年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 認第8号 平成25年度遊佐町水道事業会計決算

##### 2. 審査の結果及び意見

平成25年度遊佐町一般会計歳入歳出決算ほか7件の特別会計等決算について慎重に審査した結果、いずれも適正なものと認め、原案の通り決定すべきであると意見の一致をみた。

##### 3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

以上でございます。

議長(高橋冠治君) お諮りいたします。

ただいま決算審査特別委員会委員長報告のとおり、本件を原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

( 賛成者起立 )

議長 ( 高橋冠治君 ) 起立多数です。

よって、議第63号 平成25年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について、認第1号 平成25年度遊佐町一般会計歳入歳出決算、認第2号 平成25年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認第3号 平成25年度遊佐町簡易水道特別会計歳入歳出決算、認第4号 平成25年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、認第5号 平成25年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算、認第6号 平成25年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算、認第7号 平成25年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認第8号 平成25年度遊佐町水道事業会計決算、以上8件は原案のとおり認定を与えることに決しました。

次に、事件案件の審議及び採決を行います。

日程第9、議第70号 酒田市との庄内北部定住自立圏形成協定の締結についての件を審議いたします。直ちに質疑に入ります。

1番、筒井義昭議員。

- 1番 ( 筒井義昭君 ) 私のほうから酒田市と庄内北部定住自立圏形成協定の締結について若干質問させていただきます。定住自立圏構想というのは、都市機能及び社会機能を確保し、安心して暮らせる庄内北部定住自立圏を形成することを目的として、酒田市と3町が進めていこうとするものですが、今回の協定書は酒田市と遊佐の関係上の協定書と認識しております。私遊佐町に住んでおまして一番心配なのは、遊佐町の医療施設の状況なのだと思います。特に休日もしくは夜間の医療体制、そしてそこに向かう際の緊急消防、緊急車の状況であります。非常に遊佐町というのは、医療施設がだんだん少なくなり、そして診察項目もだんだん少なくなり、夜間受け入れてくれる病院というのもほとんどなくなってきていることを鑑みますと、酒田市にある医療機関に頼らなければいけないのが現実になってきておりますけれども、酒田市の大きな医療機関を利用する際、特に休日や夜間利用する際、非常に改善されることが住民にとっては求められていると思うのですけれども、別表第1の医療と地域救急医療体制の充実支援というところで遊佐町の役割、これは乙というのが遊佐町になりますので、遊佐町の住民に対し、休日及び夜間における初期救急医療施設の適正な利用と利用に関する普及啓発を行う。これ緊急医療体制のほうも同じような遊佐町の役割として、広域的なものなのだから、広域的に使う医療機関であり、緊急車であることを認識した上で利用するように啓発するというように私は考えてしまうのですけれども、遊佐町の休日、夜間、そして緊急時の体制を酒田市とこれからテーブルに座ってじっくりと体制づくりというのを構築していくのだと思うのですけれども、この両点に関して遊佐町は酒田市にいかにも求めているのか。決して今住民にとっては満足できる状況ではない、改善を求めているのだということを申し上げるとともに、最後のほうに交通インフラの整備ということもうたわれておりますけれども、これはインフラのハード面、いわゆる道路整備をしっかりとやっていくのだということもはうたわれているのですけれども、今議会でも問題になったところの生活交通の維持、酒田とつなぐところの生活路線バスもしくは生活交通の創設みたいなものは、なかなかうたわれていないのですけれども、この2点に関して遊佐町は酒田と一緒にどのように提携し、どのように交渉していこうとされているのか伺います。これからのことなので、テーブルに座るか座らないかの次元の話ですので、なかなか難しいと思いますけれども、お考えと所見を

伺うことができればありがたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 実は、我が町の救急医療というのは、本当にお医者さんが高齢化、60歳以下のお医者さんがほとんどいないというような現状で、これから10年先考えたときに本当に心配な状況であります。やっぱり酒田は緊急の診療所、そしてやっぱり2次医療の拠点となる日本海病院、それから八幡病院も現在持っているという形でいくと、遊佐町では緊急救急車を受け入れる病院がまずほとんどないというのが現状なのです。その中でやっぱりしっかりと、合併という協議を10年前に行っていたのですけれども、なかなかそれは成立しませんでしたけれども、医療に関しては今特に広域行政組合持っている庄内町、そして遊佐町、そして酒田市が救急医療体制の連携は図ってきたということですが、これからの必要性がますます重要になるであろうということについて、やっぱりしっかりとどのような形でこのこれから具体的に進めなければならない重要な課題だと一つ思っています。

それから、交通のインフラの問題、質問ありましたけれども、酒田中央ジャンクション、今工事中でありますけれども、当初は新庄酒田道路と有料道路の酒田みなとから入っていくあの交差点には、実はインターチェンジという発想はありませんでした。やっぱり高規格道路が来れば当然必要ですよ。そこからやっぱり日本海につないでもらわなければという酒田市さんの考え方であそこジャンクションをつくることになりまして、今現在工事中でありますし、また新庄余目道路についてはもう近々、庄内町までは開通の予定であります。それらについてやっぱりあの場所をしっかりと、高速道路のインターチェンジをおりてから酒田市は今広域行政組合の消防本部もあそこに持っていきこうとしているわけですから、あれらをしっかりと活用させていただきたい。

それからもう一つは、うちの町は県境の女鹿地区がやっぱりどうしても時間的にかなりの時間を要する、救急車から行くと、そんなハンディキャップを負っているエリアでありますので、私はやっぱり県境区間の高速道路、酒田みなとから遊佐鳥海までできればいいのではなくて、それが女鹿からも、いわゆる県境までつながる努力をやっぱり、これは酒田と一緒にしなければならないという思いでありますので、これら広域でできること、まずしっかりと議論して、そして成果、また議会の皆様からも、逆に言うと定住自立圏の目指すものとりあえず宣言の骨子は示させていただきました。不足等あったらこれからご指摘等いただいて、それらを真摯に話し合いの中で取り上げてまいりたいと、このように思っているところであります。

議 長（高橋冠治君） 1番、筒井義昭議員。

1 番（筒井義昭君） この定住自立圏構想というのは、各、いわゆる全国で取り組まれております。しかしながら、やはり調べてみますと、核となる中心部を周辺が利用できるようにしっかりとしたものをつくろう、それは酒田市にしっかりとしたものができるとも思います、つくらなければいけないのだと思います。しかし、周辺の自治体がそこに行くだけの、先ほどの医療にしてもそうです、緊急車両にしてもそうです、そこをつなぐパイプというのが、路線バスでもそうです。そのパイプがないと、どんどん、どんどん周りの自治体、周りの市町村というのは空洞化していった一極集中につながりかねない。いわゆる酒田市と周辺自治体を結ぶパイプというものをやっぱりこれしっかりと交渉していただかないと、周辺自治体はなお一層空洞化が進み、中心となるところというのはしっかりとしたハードにおいてもソフトにお

いても集積して、周りはどんどん、どんどん空洞化が進みかねないのだという、それを防ぐための定住自立圏構想ですので、パイプの部分、周辺部と中心部に向かうパイプというものをハード、ソフトに関してしっかりと議論して構築していただけることを要望いたしまして、定住自立圏構想についての私の意見、質問とさせていただきます。

議長（高橋冠治君） 13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君） 今1番議員の筒井議員からお話がありましたが、要するに一極集中になりかねないと。これは、それを目指しているものなのです、最初からそれを目指しているというものなのです。そこで、私はお尋ねをしたいのですが、ここまで来るに至り、いわゆる中央は酒田市です。酒田市さんが定住自立圏の協定を結びましょうというふうにしてのろしを上げたのか、それとも遊佐町があるいは近隣の関係する町がのろしを上げたのか、これまでのここまで至るに当たる経過についてお尋ねいたします。

議長（高橋冠治君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えいたします。

定住自立圏推進要綱が国から総務省から示されたのが平成20年の12月でありました。中心市としての資格を有するというか、該当する要件がありまして、庄内では鶴岡市、酒田市がともに該当するというところで、それぞれ研究会なりあるいは勉強会的なものを21年からないしは22年から立ち上げて、酒田市を中心市とする庄内北部につきましては22年からだったと思いますが、担当係長レベルの協議をスタートさせまして、22、23、24と、この間担当課長レベルでの会議も持ちながら3カ年推移してきたというものであります。そして、昨年度私が本職受けてからになりますけれども、7月に担当課長会議がございまして、行く行く幹事会につながる会議であります、第1回目の会議で我々レベルでの方針を確認し合いました。つまりは庄内北部定住自立圏構想に本格的にしっかりと取り組んでいこうということで町長にもその旨を報告して、所要の手續を踏む形で庁議にかけるとか、昨年度議会の全員協議会のほうにも説明をさせていただきましたが、そのように進め、今日に至ったというものであります。ことしの3月、酒田市の議会、3月定例議会終了後、中心市宣言をして、そして今にあるというものであります。

以上です。

議長（高橋冠治君） 13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君） 酒田市さんが中心市宣言をしたと、そして現在に至ると。それ以前は、それぞれで研究をしてきたというふうなお話がありましたが。というと、今のお話をお聞きをしていると、酒田市さんが宣言をしたことによって、近隣の町がそこに入らざるを得なかったのか、進んで入ってきたのかというふうな疑問点もありますので、そのことをまず1点お尋ねをしたいというふうにして思います。

今国は、遊佐町のような小さいところは余り関係ないかなというふうにして思うのですが、新たな広域連携を法制化しました。ここで詳しいことは述べませんが、それは大変なものです。要するにこれも心配をされるのは、現在の定住自立圏形成協定の締結、これも心配をされるのは、自治体が自治体の機能を果たせなくなるのではないかなと、いずれ、そういう心配、懸念材料がありますので、その辺の不安感が私は拭い去れないというふうにして思っております。これまで定住自立圏の要件を満たす圏域というのは262自治体あります。その中で中心市宣言を行ったのは95自治体です。これは、全体の40%です。そして、協定締結で手を挙げているのは79自治体。これは30%です。だから、まだ圏域に該当しながらも、それを

進めていないというところもあるのです。ですから、わざわざ私は今急いで進めていく必要はないのではないかという思いで、どこかのろしを上げたのかというふうなことをお尋ねいたしました。

これまで出されてきたいわゆる定住自立圏構想の連携の事項一覧というのが当局から私たちに配付をされておりますが、この内容を見た限りでは特別中央となる酒田市さんがいわゆる4,000万円から8,000万円だと、中央になる部分は国がいわゆる特別交付税でこの金額は算入をしておりますが、それが4,000万円から8,000万円だと。そして、近隣の町村、そこへ加わっていく近隣の町村については1,000万円が1,500万円に上げたというふうにして説明がありました。それで、連携一覧表を見た限りにおいては、今までも大半は連携という言葉が適切かどうかわかりませんが、一緒にやってきた部分というのは相当数ありますよね。わざわざこれをこの構想の中に入れて、国が国家予算が厳しい、厳しいといって消費税を来年は10%に上げると、そういう話がある中で、わざわざこういったところに多額の金をつぎ込んでいくというのは、私は国の無駄遣いだ。これは、この間補正でも申し上げましたが、いわゆるマイナンバー制度、あれも悪用されたら大変な危険なことになると。こういうものにお金をつぎ込むことは無駄遣いだというふうなことをこの場所でも申し上げました。今回のこの件についても私は大変な無駄遣いだというふうにして思っております。そこで、連携事項は普及啓発ということが大変多いです。普及啓発に酒田市さんが8,000万円をつぎ込むかどうかわかりませんが、8,000万円ほどつぎ込んで、そして遊佐町が1,500万円をつぎ込んでいくということは、ちょっと考えられないのです。例えば酒田市さんの中心市は、いわゆる8,000万円を使って先ほど話があった交通安全対策だとか医療対策に力を入れるのかどうなのか、これはソフトです、ソフトも大きくかかっていると。8,000万円を使って建物とあるいは道路整備などにつぎ込んでいくという形になるのか。いわゆる私が申し上げたいのは、遊佐町が1,500万円をつぎ込んでいく、何につぎ込んでいくのか。これは、あくまでもソフトでしょう、ソフト事業でしょう。ソフト事業が大半だと思うのです、この一覧表を見た限りにおいては。

例えばちょうかいネットってあります。私もあれには加盟しております。ちょうかいネットもこの中に入っております。あれは医療関係のいわゆる患者が持っている、患者がかかった医療の内容についてちょうかいネットに加入することによってほかの医療施設でもそのやりとりをできると、そういうものです。そういったこともこの中には入っておりました。でも、これに加わらなくても既にこういったものはできているのだというふうなことを考えると、啓発等に1,500万円もつぎ込まれるのがとても不思議でしょうがないあるいは場合によってはそれが無駄遣いにつながっていきかねませんので、町の1,500万円というのは具体的にはどういったものにつぎ込んでいくのか。これは、関係する自治体の協議の中の部分もあるとは思いますが、町が考えている1,500万円というのは何に使うと考えているのか、その辺お尋ねしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） 大きくは2点ほどの内容かなと思っておりますが、最初にのろしという表現をされました。宣言をしたのはというが、宣言をしたのは当然酒田市であります。定住自立圏形成へのかじを切ったのが、のろしという形で手を挙げたのはどこかという趣旨のご質問でした。これは、招集をかけたのは酒田市、会議の招集かけたのは酒田市ですが、酒田市が全ての主導権を握って進めたというものでは、私の感覚では全くないと思います、感覚的な話をさせていただくと。これ両首長同士、本間市長



と時田町長の水面下とは言いませんが、日ごろの会議等での懇談の中でよく話を持ち出されておりまして、お二人の意思が一致したところで、私も事務方に内々に声をかけさせていただいて、先ほど申し上げたとおり7月の会議になったと。その他の経緯というものを全部把握しておりませんので、もっといろいろと動きがあったかもしれません、あったのでしょう。でも、ややもすると、我々の感覚でいくと、こちらからそういった仕掛けもさせていただいたというようなことで主導権とまではいきませんが、積極的に推進を図っていかうと、そういう姿勢で臨ませていただきました。

わざわざ急いでと、確かに取り組んでいない自治体もありますというが、相当あります。それは、条件的にできないところもありますし、県内で言えば酒田市ほかというが、この圏域ほか5圏域、6市しか該当になりませんので、どうしてもこの制度に乗れない市町村も出てくるというものでありますので。先ほど来説明をしましたとおり、20年の12月の制度発足でありますし、それぞれの圏域で勉強会なり研究会を数度となく持ってきたという、このスパンからしても、この長い期間からしても決して事をせいで、拙速に取り組んだというものではないかなと。もっともっと本当は早く進めたのではないかなという感覚もございます。決してそうではないということ。

先ほどの筒井議員との町長とのやりとりの中でもありましたとおり、既存の事業、既存の施設をお互いに有効活用する、これまでの既存の事業の延長線ではあるのですが、いろんな行政間の課題が横たわっている中で、先ほどの話には出ませんでしたけれども、例えば西遊佐の市街化調整区域の問題がございます。何かと新築なり改築をする関係で地域の住民の皆さんが手続きが面倒くさいあるいはなかなか建築許可がないとかというようなことで大変なというが、何とかできないかという話がもう何十年来とあるわけがあります。こういったことをさっきぜひ交渉のテーブルにのせていくという、そこだと思っております。やっぱり形にあらわして、こういった課題を行政間の垣根を取っ払うあるいは縦割り行政を打破していくという、そういう効果が期待されるというふうに思っております。そういった点からも具体的にはこれから共生ビジョン、いわゆる実施計画をこれから策定をする。そのために市民を交えた共生ビジョン懇談会を二、三回開催する予定でありますし、事務方でワーキングで協議をしながら、また両者のフィードバックを重ねながら来年の3月までに実施計画、共生ビジョンの策定をするという中で、具体的なものを今後の取り組みの具体を検討していくというスケジュールになっておりますので、その点もご理解いただきたいと思っております。

あと1,500万円、特交措置して何に使うのかというお話がありましたけれども、考え方が逆なのです。今ある事業、今ある施設を有効活用していきましよう。この連携項目を定めるに当たって、取り上げるに当たって、基本的な考えとしてなのですが、今あるまさに既存事業をまずは連携項目に上げて、そこからスタートしていきましよう。ですから、計上する予算も基本的には現在の予算をベースにして、特交措置のための積算の段階でそういう予算を計上していく。1,500万円が上回れば上限1,500万円、積み上げた計上額が1,500万円を上回れば上限1,500万円措置されると。下回ればそれ下回っただけの金額が措置されるというものでありまして、もちろんこうやって連携をしていくわけでありまして、啓発事業あるいは新たな事業を立ち上げようとしたときには当然新規の予算が伴いますので、そういったものをプラスアルファして予算計上していくというものであります。

議長（高橋冠治君） 13番、伊藤マツ子議員。

13番(伊藤マツ子君) 今ある事業、いわゆる既存の事業を特別交付税の1,500万円を活用して、そして事業を進めていくというお話がありました。でも、既存事業の中にはいわゆる補助金制度のあるものも多々あるのだと思うのです。そうすると、補助金制度を使ってきたものを事業展開をすることによって補助金が使えなくなるということになりはしないのか、逆にそれはマイナスであろう、そういう認識が、私の認識が間違っていなければ特別交付税なんていうのはつかみ金みたいなものですので、要するに色がついていませぬので、よくわからないものです。そういうよくわからないものを使うよりは、補助金があるものは補助金で活用していくと、私はそれが基本であろうなというふうにして思っておりますので、このことについてもう一回、3回目ですので、お聞きをしたいと思います。

そして、先ほど行政間の課題が横たわっているということで例を示しました、いわゆる都市計画の関係です。それは、やる気になれば、本気で向かっていくのであるならば、別にこれを活用しなくても幾らでも私はできるのではないかなというふうな、この危険度を考えるから私は申し上げているのですが、できるのではないかなというふうにして思うのですが、これを活用することによって、ではそれは解消されるのか、解消される可能性が高くなるのかあるいは今までその部分を放置してきた、放置して語弊があるかもしれませんが、町がそのことに積極的な対応をしてきたのかどうなのか、そこも含めてお尋ねします。

議長(高橋冠治君) 時田町長。

町長(時田博機君) まず、都市計画の後の質問ありましたけれども、都市計画の町でできること、市でできること、権限が町に与えられていないということで、市街化調整区域に特に西遊佐地区は自分の弟のところに分家出そうやとした形の場合に、それを遊佐町が除外するという権限はこれまで与えられておりませんでした。そして、そこはずっとずっと昔の昭和40年の頭ぐらいですか、酒田市の都市計画区域に遊佐町のエリアが入れられてしまった特殊な例があって、これまでずっとずっとなかなかいい手だてを見出すことはできませんでした。町としての権限と市としての権限の中でもはざまで、町は非常に悩んできました。県議会議員にもお願いしても、それはなかなかクリアできないという中で、新たな取り組みをやっぱりなすべきであろうと。

それから、今の伊藤議員の質疑聞いていますと、心配だ、心配だ、心配だという意見は大変ありがたいと思いますけれども、私自身は新たなことに踏み出して広域というキーワードの中でやっぱり助け合うことができるのであれば、大きな酒田市と力合わせて遊佐町の発展にも力をおかりしたいと、このような思いが基本にあるわけですから、それらが、いや、合併が何とかと言われますと、ちょうど10年前の10月4日、合併離脱宣言がなされたということがもう10年前でした。なかなか職員の交流事業についてもこれまでテーブルにのることができませんでした。お互い合併で大分真っ正面からぶつかり合ってきたハンディキャップというのを私は非常にやっぱり感じておりましたので、隣の酒田とやっぱり広域というキーワードの中でお互い、それから庄内町も三川も入るのであれば、これは力をおかりしながら北庄内ばかりでなく、庄内全体のやっぱり地域の発展のためにはお互いが協力すべきであろうという思いをしているところであります。

先日酒田駅の100周年、陸羽西線の100周年という事業がありました。私は、やっぱり県都知事との話し合いの中でも申し上げさせていただきました。県都山形と庄内の一体化のためには酒田が終点になる予定ではありますけれども、遊佐にとってもやっぱり高速鉄道網は大いに必要であろうと。そういう新たな取

り組みをするためにもやっぱり1市単独でばかりでなくて、周辺町村も一緒に力を合わせながら庄内の発展に努力をするというのは、やっぱり行政を担う町当局、市当局、議会としてもそれについては何ら私は異存はないものだと思っております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） これにて13番、伊藤マツ子議員の質疑は終わります。  
ほかにごございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。  
続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これをもって討論を終了します。  
これより議第70号 酒田市との庄内北部定住自立圏形成協定の締結についての件を採決いたします。  
本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手多数です。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、発議案件の審議及び採決を行います。

日程第10、発議第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局長（佐藤源市君） 上程議案を朗読。

議長（高橋冠治君） お諮りいたします。

本件につきましては、請願第2号において審査の結果、採択となったものであり、この際、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって記念すべき第500回遊佐町議会9月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後4時21分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

平成26年9月22日

遊佐町議会議長 高 橋 冠 治

遊佐町議会議員 佐 藤 智 則

遊佐町議会議員 土 門 治 明